

『学習用端末（タブレットパソコン）持ち帰り利用のルール』

令和3年9月7日改訂
春日部市立中野小学校

1 はじめに

- 学習用端末は、みなさんの学習に役立てるための道具です。上手に使うことで、学習を深めることができます。
- この「学習用端末（タブレットパソコン）持ち帰り利用のルール」を守り、学習に利用しましょう。

2 学習用端末利用の目的

- 学習用端末は、学習で利用することが目的です。学習に関わることだけに利用しましょう。

3 利用する場面

- 先生の指示を受けて利用します。

4 利用方法

- 先生の指示をよく聞いて利用します。
- 背景等設定を変えてはいけません。
- 学習用端末で作成したデータやインターネットから取り込んだデータは、学習で先生が許可するものだけ保存します。
- 学習用端末で作成したデータ（写真や動画を含みます）は、クラウドサーバに保存します。学習用端末本体にデータを保存しないようにしましょう。
- 学校で、学習用端末を利用しないときは、充電保管庫にしまいます。
- 健康のために、学習用端末を利用するときは、正しい姿勢で、目を画面に近づすぎないように気をつけましょう。
- 学習用端末は、丁寧に扱い、落としたり、水に濡らしたり、重いものを上に載せたり、落書きしたり、磁石を近づけたりしないようにしましょう。
- 学習用端末に貼っているシールを剥がさないようにしましょう。
- 家に持ち帰る際は、タオルをまいたり、衝撃を吸収するバックなどに入れたりしてランドセルに入れます。
- 家庭で充電する際は、各家庭でアダプター（Cタイプ）を用意しましょう。

5 禁止事項

- 学習用端末にパスワードなどの情報を記録してはいけません。
- アカウントやパスワードを他の人に教えてはいけません。
- 他の人のアカウントやパスワードを使ってはいけません。
- 学習に関係ないウェブサイトにアクセスしてはいけません。
- インターネット上に自分や他の人の個人情報（名前、住所、電話番号など）を書き込んではいけません。
- インターネット上に相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを書き込んではいけません。
- 先生の許可なく、データを持ち込んだり、持ち出したりしてはいけません。
- 先生の許可なく、音声、画像、動画、アプリなどをダウンロードしたり、アップロードしたりしてはいけません。
- 他の人（家族も含む）に学習用端末を貸してはいけません。
- 他の人の学習用端末を無断で操作してはいけません。
- ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に登録や利用をしてはいけません。
- 課金を伴うサービスを利用してはいけません。
- 学習用端末を改造してはいけません。
- 先生の許可なく、学習用端末の設定を変更してはいけません。
- 学校と家以外の場所に学習用端末を持ち出してはいけません。

6 カメラの使い方

- 先生が許可したとき以外でカメラを使ってはいけません。
- カメラで他の人を撮影するときは、相手の許可をもらいましょう。

7 不具合や故障

- 学習用端末が使えないなど、問題が起きたときは、すぐに先生に知らせましょう。

学習用端末は、みなさんに貸出しているものです。次に使う人のために、大切に利用しましょう。